

公 示 日：2023 年 10 月 18 日（水）

調達管理番号：23a00685

国 名：チュニジア

担 当 部 署：中東・欧州部中東第一課

調 達 件 名：チュニジア国水資源分野円借款事業形成・実施促進【有償勘定技術支援】

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：水資源分野円借款事業形成・実施促進
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2023 年 11 月下旬から 2025 年 11 月下旬
- （2）業務人月：11.00 人月
- （3）業務日数：準備業務 10 日、現地業務 300 日、整理業務 10 日
  - ・ 第 1 次 準備業務 4 日、現地業務 80 日、整理業務 2 日
  - ・ 第 2 次 準備業務 2 日、現地業務 80 日、整理業務 2 日
  - ・ 第 3 次 準備業務 2 日、現地業務 80 日、整理業務 2 日
  - ・ 第 4 次 準備業務 2 日、現地業務 60 日、整理業務 4 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次現地業務を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

### （4）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の 20% を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 20% を限度とする。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：１部
- （２）見積書提出部数：１部
- （３）提出期限：2023 年 11 月 1 日（水）（12 時まで）
- （４）提出方法：電子データのみ
  - ▶ 専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023 年 10 月)」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023 年 11 月 13 日（月）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載

( <https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html> ) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	水資源開発・管理に係る各種業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語（仏語ができることが望ましい）

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

チュニジアは国土の南半分が半乾燥気候帯に位置しており、年間平均降水量は国土全体で 207mm (Aquastat, FAO、2017 年) と僅少である。また TDS (全溶解性物質) 濃度 3,000mg/L 以下の農業利用が可能な表流水、地下水は水資源量のほぼ満量を使用しており、水需要の約 2/3 を依存している地下水の枯渇も懸念されている。その結果、一人当たり最大利用可能水資源量は国際的な最低基準 1,700 m<sup>3</sup>/年に対し 410 m<sup>3</sup>/年 (FAO) と絶対的な水不足の状況にある。年 0.69% (2022 年) の人口増加及び産業発展に伴い同国全体で飲料水及び産業用水の需要が 497 百万 m<sup>3</sup> (2010 年) から 694 百万 m<sup>3</sup> (2030 年) へと更に増加する見込みであり (世界銀行、2009 年)、水資源開発が喫緊の課題となっている。

また表流水の 74%、良質な水資源の約 85% が当国北部に集中するなど地域間の

偏りが大きく、降水量も北部のチュニスでは 1,000mm 弱であるのに対し、同国南部は年平均降水量 160mm 以下（アフリカ開発銀行、2016 年）にとどまっており、中部・南部地域は水需給が特にひっ迫している。

こうした中、策定中の開発計画である「2050 年チュニジア水資源計画・戦略」（La Vision et la Stratégie de l'eau à l'horizon 2050 pour la Tunisie）において、北部から中・南部への送配水網整備、ダム整備、海水・鹹水（かんすい）淡水化施設整備、全国平均値 23.7%（2021 年）に達する無収水率の改善等を進めていくことが計画されている。また、国家節水・水需要管理計画（2021 年 9 月）において、あらゆる分野における使用水量の 30%の削減を掲げている。

係る状況において、農業・水資源・漁業省は北部地域から需要地への導水に向けて、北東部の Melah Amont ダム建設及び Melah Amont から中部 Sidi Saad 間の 293km の導水管敷設に係る事業、及び北西部の Barbara ダム・Mellègue ダムから中部 Siliana 地域、Kef 地域に 147km の導水管を敷設する事業等を優先事業として検討している。また、水道事業を担う水資源開発公社（Société Nationale d'Exploitation et de Distribution des Eaux、以下 SONEDE）は、円借款「スファックス海水淡水化施設建設事業」（2017 年度承諾）等を通じた海水淡水化施設整備を進めるとともに、今後も海水淡水化施設の拡張・新規建設や再生可能エネルギーの活用、地方都市給水網整備等を計画・検討している。これら事業の形成に向け、資金協力等が必要とされているが、新規円借款形成の可能性検討にあたっては既存情報の技術的検証、KfW、EU 等の主要ドナーとの技術面での連携・調整等が必要となる。

また、同国の水資源分野は関係機関が多数（農業・水資源・漁業省（地方部局含む）、SONEDE（地方部局含む）、各ドナー等）に及び、また水資源分野の重要性に鑑み多数の案件が計画されていることから、事業監理・実施体制の強化が重要である。他方、水資源分野に係る既往円借款案件の監理については、実施機関等を通じた案件進捗状況のモニタリングや助言等の支援を通じ各案件の実施促進に努めているが、当初の予定通りに進まないケースが散見される。この原因として、実施機関が円借款の調達手続きに習熟していないことや、相手国の承認手続きが煩雑であること等が主な要因となっている。このため、新規円借款案件形成に向けても、「スファックス海水淡水化施設建設事業」、「メジェルダ川洪水対策事業」、「地方都市給水網整備事業」等の当該分野の既往案件に関し、実施機関等に対する円借款の制度的側面を含む技術的な支援・指導による案件実施促進の必要性は高い。更に、農業・水資源・漁業省や SONEDE を実施機関とする完了済円借款事業が多数に上る中、「ジェンドゥーバ地方給水事業」、「太陽光地方電化・給水事業」等、貸付完了済未完成案件を含む既往案件の現状モニタリング・情報分析を通じて、適切に教訓抽出し新規円借款事業形成に活用することが望まれる。

本事業は、こうした背景を踏まえ、以下の新規円借款候補案件に係る形成促進を目的として、関係機関との調整等に関する助言や、当該分野の既往案件の実施促進を通じた実施機関の事業監理・事業実施体制の強化等の技術支援を行うため、農業・水資源・漁業省、SONEDE に対して専門家派遣を行うもの。

- ① 農業・水資源・漁業省における、北東部から南部地域までの 293km の導水管敷設及びダム建設に係る事業
- ② 農業・水資源・漁業省における、北西部地域から中部までの 147km の導水管を敷設する事業
- ③ SONEDE における、海水淡水化施設の拡張・新規建設や再生可能エネルギーの活用、地方都市給水網整備等に係る事業

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、チュニジア国の水資源開発・管理に資する、農業・水資源・漁業省及び水資源開発公社 (SONEDE) を実施機関とする特定の新規円借款候補案件が検討に係る形成促進を図るとともに、円借款事業実施監理に係る体制強化に向けた技術支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 準備業務期間 (2023 年 11 月下旬～2023 年 12 月中旬)

- ① JICA 中東・欧州部と協議を行い、本業務の目的・趣旨等を確認する。
- ② 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、チュニジア政府作成の関連文書等を参照し、チュニジア水資源開発・管理に係る現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ③ JICA 中東・欧州部との協議や関連文書 (Loan Agreement(L/A)、プログレスレポート等) の確認を通じ、対象となる事業の実施機関、進捗状況 (特に調達状況) の確認・把握を行う。
- ④ JICA の「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」  
([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/procedure/guideline/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/index.html)) 等の各種手続きを確認し、必要に応じて JICA 中東・欧州部と協議を行う。
- ⑤ JICA 中東・欧州部、及びチュニジア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

- ⑥ 現地業務の都度、ワークプラン（和文・仏文）を作成し JICA 中東・欧州部による確認ののち JICA 中東・欧州部に提出する。併せて、チュニジア事務所にもデータを送付する。
  - ⑦ 現地業務の都度、現地業務結果報告書（和文・仏文）を JICA 中東・欧州部に提出し、報告する。
- (2) 現地業務期間（2023 年 12 月中旬～2025 年 11 月上旬）
- ① 農業・水資源・漁業省、SONEDE にワークプランを提出し、業務計画に関し説明する。
  - ② 農業・水資源・漁業省、SONEDE からチュニジアにおける水資源開発・管理に関する情報収集、ヒアリングを行い、当該分野の政策及びその実施状況を把握する。
  - ③ 以下のとおり、特定の新規円借款案件の形成に向けたチュニジア側のニーズ・詳細情報が整理・分析し、チュニジア政府内・関連ドナーとの協議・調整に際して技術レベルでの助言を行う。
    - ア) 農業・水資源・漁業省及び SONEDE の開発計画・優先事業の整理・分析する。
    - イ) 農業・水資源・漁業省の優先事業（東部・西部導水事業等）に係る既存調査の検証、ドナー協議を実施する。
    - ウ) SONEDE の優先事業（海水淡水化施設拡張・新設、自然エネルギー活用、地方給水施設整備等）に係る情報収集・分析を行う。
    - エ) 新規円借款として優先すべき事業に係る提案・技術的分析を行う。
  - ④ 新規円借款案件の監理体制強化を見据え、既往円借款の案件監理・実施を通じた実施機関の能力・実施体制強化に向けた技術支援を行う。
    - ア) 農業・水資源・漁業省の承諾済円借款事業（メジェルダ川洪水対策事業等）、SONEDE の承諾済円借款事業（スファックス海水淡水化施設建設事業、地方都市給水網整備事業等）の案件監理における問題の洗い出し・分析を行う。
    - イ) 当該課題解決に向けた能力強化、体制整備を支援する。農業・水資源・漁業省、SONEDE に対し、JICA 調達ガイドラインや円借款事業に係る標準入札書類に係る理解促進を行う。
  - ⑤ 過去の円借款事業における詳細なモニタリング情報が収集され、今後の新規円借款案件の形成・監理を見据えた分析等がなされる。

- ア) 農業・水資源・漁業省、及び SONEDE における貸付完了済・未完成案件（ジェンドゥーバ地方給水事業、太陽光地方電化・給水事業）の実施促進に向けた助言を行う。
  - イ) 完了案件のモニタリング・教訓抽出、維持管理・活用促進に係る助言を行う。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（仏文）を農業・水資源・漁業省、SONEDE に提出し、報告する。
  - ⑦ JICA チュニジア事務所に現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 整理業務期間（2025 年 11 月中-下旬）
- ① 専門家業務完了報告書案（和文・仏文）を作成し、JICA 中東・欧州部の確認を受ける。
  - ② 専門家業務完了報告書（和文・仏文）を JICA 中東・欧州部の監督職員に提出する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成（簡易製本）。業務の具体的内容（案）などを記載。

- 和文（JICA 中東・欧州部、チュニジア事務所等）
- 仏文（JICA 中東・欧州部、チュニジア事務所、C/P 機関等）

### (2) 現地調査結果報告書（和文及び仏文）

各現地業務期間終了時に作成（簡易製本）。ただし、最終現地業務後の現地業務結果報告書は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

### (3) 専門家業務完了報告書（和文 2 部及び仏文 3 部）

業務完了時に調査・提案内容を関係者と共有するために作成。新規円借款として優先すべき事業に係る提案・技術的分析を含め、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成し、電子データを併せて提出

する。2025年11月27日(木)までに提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドバイ⇄チュニスまたは日本⇄ドーハ⇄チュニスを標準としますが、見積時点で渡航可能な現実的な経路を計上して下さい。

### （2）臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA チュニジア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関連費（通勤を除く業務用）
- ・ 事務用品費

\*臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、年末年始（12月下旬から1月上旬）、ラマダン期間（2024年については2024年3月上旬から

4月上旬想定)、及び夏季業務短縮(セアンス・ユニック、Séance unique)  
(7月中旬から8月下旬)にかけて、農業・水資源・漁業省、SONEDE  
を含むチュニジア政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、同期間の渡  
航を限定的とする形で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1回渡航の到着時のみ、便宜供与あり。

イ) 宿舍手配：なし

ウ) 車両借上げ：第1次現地業務の際のみ、事務所手配。第2次現地業  
務以降はチュニジア事務所より臨時会計役を委嘱し、本コンサルタ  
ントが手配

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務期間開始時における農業・  
水資源・漁業省、及び SONDE との協議についてのみ、スケジュー  
ールアレンジ及び同行を行う。その後は必要に応じて業務従事者がア  
ポイントメントを調整することを想定。

カ) 執務スペースの提供：農業・水資源・漁業省、SONEDE 内執務室ま  
たはホテル等を利用

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 中東・欧州部中東第一課から配付しま  
すので、7rtm1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・チュニジア政府作成資料

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されてい  
ます。

・チュニジア国 スファックス海水淡水化施設整備事業準備調査最終報告  
書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023532.html>

・チュニジア国「北部地域導水事業」事後評価報告書

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_TS-P25\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_TS-P25_4_f.pdf)

・対象案件事業事前評価表等

[https://www2.jica.go.jp/ja/yen\\_loan/index.php/module/search?anken\\_na](https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php/module/search?anken_na)

[me=&area1=0&area2=0&area3=0&country1=55&country2=0&country3=0&section1=0&section2=0&section3=0&industry1=16&industry2=23&industry3=0&chotatsu\\_kubun=0&from\\_year=&to\\_year=&currency=jpy&submit=%E6%A4%9C%E7%B4%A2](http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に

業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑤ 水資源開発・管理に係る業務経験を有することが求められます。また、途上国における水資源行政、関連インフラ整備・維持管理等に関する知識を有することが望ましいです。
- ⑥ 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

以上